神奈川大学附属中高等学校　緑萌会「応援奨学金」

2002.1.19

2019.6.1 改訂

１．　奨学金の名称

・本奨学金の名称は、緑萌会「応援奨学金」とする。

２．　奨学金制度の概要

・本校に在籍し、経済的に修学が困難な生徒を支援するための制度とする。
・神奈川大学附属学校教育職員が、緑萌会会計に措置された育英基金の利用を申し出る。
・緑萌会は、生徒一人半期分の授業料相当額の奨学金を給付する。
・給付は在学中１回のみとする。
・この制度の財源は、緑萌会会員および有志による寄付金を基に、同会会計に措置される育英基金とする。

３．　奨学金の種類

・経済的理由によって学業の継続が困難と認められる生徒への支援のための給付とする。

４．　奨学金の募金対象

・会員および有志（１口２，０００円とし、幾口でも可）

５．　利用申込人および利用の手続き

・利用申込人は、神奈川大学附属学校校長または教員（副校長・教諭・養護教諭）とする。
・利用の手続きは、利用申込人が緑萌会会長に利用を申し出ることから始まる。

６．　給付者の選定

・利用申込人が、給付を受ける生徒個人を特定する。
・附属学校特待生に選定された生徒には給付しない。

７．　奨学金の給付

・申込を受けた緑萌会会長は、副会長・書記・会計のそれぞれの代表と協議の上、給付を決定する。
・緑萌会は、決定した金額（授業料等納付金）を、給付を受ける生徒の保護者にかわって学校法人神奈川大学に支払う。

８．　その他

・本制度は、奨学金の給付を受けた生徒の将来を一切拘束しない。
・奨学金の給付を受けた生徒およびその保護者は返済の義務を負わない。
・奨学金の給付を受けた生徒の氏名等は、公表しない。